

所管行政との関係における課題（経済産業省）

- キャッシュレス決済が既に民間ベースで普及している現状を踏まえれば、C B D Cの導入によって、目指す社会や目的・意義の明確化に加え、既存決済手段の利便性や現行のキャッシュレス決済手段が抱える課題との関係など、既存のキャッシュレス決済の環境にどのようなメリットが生じるのか、逆に民間ビジネスの収益機会への影響や既存インフラ投資との関係などデメリットが生じないのか、総合的に検討・議論していくことが重要と考える。

1. 仮にC B D Cが導入された場合、キャッシュレス決済の普及を一層加速する可能性がある一方、導入方法によっては民間ビジネスの収益機会への影響や既存インフラ投資との関係など、マイナスの影響をもたらすことも考えられる。

その上で、キャッシュレス決済との関係では、以下の点が課題となる。

- ①クレジットカードやQRコード決済、電子マネー等の既存のキャッシュレス決済手段への影響は何が挙げられるか。
例えば既存のキャッシュレス決済手段を提供する民間事業者は顧客獲得に投資を進めてきた中、収益機会に影響は無いのか、といった点の検討が必要ではないか。
- ②既存のキャッシュレス決済手段を提供する民間事業者が仲介機関となる場合の要件や、仲介機関となった場合の影響やメリット、デメリットは何か、といった点の検討が必要ではないか。
- ③既存のキャッシュレス決済手段を提供する民間事業者のほか、店舗側のコストを抑えられるか、既存の決済手段のユーザー（利用者）の利便性やメリットを阻害しないか、諸外国とのクロスボーダー決済の実現は可能か、既存の決済インフラとの関係はいかに整理されるか、不正利用が発生した場合の補償のあり方、といった様々な点からの検討も必要ではないか。
- ④既存のキャッシュレス決済において指摘される課題（例：店舗側における加盟店手数料、利用者側の使い過ぎやセキュリティへの不安等）は、C B D Cによって解決につながるか、といった点の検討が必要ではないか。
- ⑤上記のとおり、既存のキャッシュレス決済手段を提供する民間事業者や店舗、ユーザー（利用者）に影響を及ぼす可能性があるため、関係省庁及び民間事業者等との十分な議論が必要ではないか。

※なお、キャッシュレス推進は各府省庁が横断して対応しているところであり、上記は経済産業省として認識している課題であることに留意。

2. 仮にC B D Cが導入された場合、クレジットカード業との関係では、以下の点が課題となる。

- ①クレジットカード事業者が仲介機関となる場合の要件について検討が必要ではないか。例えば、クレジットカードは「後払い」とされるためその他の事業者が仲介機関となる場合の要件と違いがあるか否か、クレジットカード事業者として行える事業範囲や実務における影響は何か、といった点の検討が必要ではないか。